

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

目次

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）	1
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）	20
○金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	22
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	24

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令新旧対照条文

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第二項又は別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。</p>

成十一年法律第百三十六号) 第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号) 第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。

(その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。)

一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イ〜ヨ (略)

タ 現金、持参人払式小切手(小切手法(昭和八年法律第五十七号) 第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。)、自己宛小切手(同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タにおいて同じ。)、又は無記名の公社債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

(の本券若しくは利札の受払いをする取引(本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第一号において「現金等受払取引」という。))であって、当該取引

一 法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項次のいずれかに該当する取引

イ〜ヨ (略)

タ 現金、持参人払式小切手(小切手法(昭和八年法律第五十七号) 第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。)、自己宛小切手(同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タにおいて同じ。)、又は無記名の公社債(所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。

(の本券若しくは利札の受払いをする取引(本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。))であって、当該取引の金額が二百万円(現金の受払いをする取引を為

引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下レ及び第三項第二号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソウウ （略）

二六 （略）

2 （略）

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一 現金等受払取引

二 預金等払戻し

三 本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取り

替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソウウ （略）

二六 （略）

2 （略）

四 貴金属等の売買契約の締結

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等（次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。）にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の第三号特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約（以下この項において単に「契約」という。）を同時に又は連続して締結する場合において、当該二以上の契約が一回当たりの契約に係る財産の価額を減少させるために一の契約を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の契約を一の契約とみなして、前項の規定を適用する。

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。

(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる顧客等との間で行う同条第一項に規定する特定取引とする。

一 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

二 前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。)

三 法人であつて、前二号に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

(既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

第十三条 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者(前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引

(厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等)

第十二条 (略)

2 (略)

(既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

第十三条 (略)

2 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、当該特定事業者(前項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者)が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が既に取引

時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引  
(当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。))との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。)とする。

(通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)

第十七条 法第十条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

(協議の求めの方法)

第十八条 法第十九条第五項の規定による協議の求めは、文書又はフ  
ァクシミリ装置による通信により行うものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十九条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第八条第四項の規定による

時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引  
(当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。))との間で行うものを除く。)とする。

(通知義務の対象とならない外国為替取引の方法)

第十七条 法第九条第一項に規定する政令で定める方法は、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法とする。

(協議の求めの方法)

第十八条 法第十八条第五項の規定による協議の求めは、文書又はフ  
ァクシミリ装置による通信により行うものとする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十九条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。この場合において、法第八条第三項の規定による

国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二條第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五條及び第十六條第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

## 2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一條 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五條、第十六條第一項、第十七條及び第十八條に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二條第二項第一号、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる特定事業者(以下この条において「銀行等」という。)に対するも

国家公安委員会への通知は、道公安委員会を経由して行うものとする。

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任等)

第二十条 法第二十一條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)のうち、法第二條第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者に対する法第十四條及び第十五條第一項に定めるものは、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

## 2 (略)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一條 法第二十一條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十四條、第十五條第一項、第十六條及び第十七條に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十一條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二條第二項第一号、第二号、第六号、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる特定事業者(以下この条において「銀行等」という。)に対するも

のは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

### 3 (略)

(労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行

のは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるもの（登録金融機関業務に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査等権限」という。）で、銀行等の本店等以外の事務所、営業所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長及び福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行使することができる。

### 3 (略)

(労働金庫等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十二条 金融庁長官及び厚生労働大臣は、法第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあっては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行

使することを妨げない。

254 (略)

5 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十五条及び第十六条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 (略)

(農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十三条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合

使することを妨げない。

254 (略)

5 法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める厚生労働大臣の権限に属する事務は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする法第二条第二項第四号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県労働金庫」という。）に関するものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は厚生労働大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県労働金庫から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により都道府県労働金庫の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

7 (略)

(農業協同組合等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十三条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者（以下この条において「農業協同組合等」という。）並びに同項第十号から第十三号までに掲げる特定事業者（以下この条において「漁業協同組合等」という。）に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限（金融庁長官の場合

にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 (略)

3 農業協同組合等に対する法第十五条に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十五条及び第十六条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に限るもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 (略)

3 農業協同組合等に対する法第十四条に定める農林水産大臣の権限（地方農政局の管轄区域を越えない区域を地区とする農業協同組合等（以下この項において「地方農業協同組合」という。）に対するものに限る。）は、地方農業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 農業協同組合等及び漁業協同組合等に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県の区域を地区とする法第二条第二項第九号、第十一号又は第十三号に掲げる特定事業者（以下この条において「都道府県連合会」という。）に限るもの限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官又は農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十五条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

(農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使)

第二十四条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び法第十六条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(株式会社商工組合中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十五条 金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣は、法第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び法第十六条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2～4 (略)

6 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十四条の規定により都道府県連合会から報告を徴し、若しくはこれらに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により都道府県連合会の検査を行った場合には、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。

(農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使)

第二十四条 金融庁長官及び農林水産大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び法第十五条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

(株式会社商工組合中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十五条 金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣は、法第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び法第十五条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2～4 (略)

(株式会社日本政策投資銀行に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十六条 金融庁長官及び財務大臣は、法第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を使用する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

2・3 (略)

(金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十八条 金融庁長官権限のうち法第十五条、第十七条及び第十八条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者(金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十一号から第二十三号までに掲げる特定事業者(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)に対するものは、その本店又は主たる事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げな

(株式会社日本政策投資銀行に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十六条 金融庁長官及び財務大臣は、法第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を使用する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第二十二条第二項及び第三項の規定を準用する。

2・3 (略)

(金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十八条 金融庁長官権限のうち法第十四条、第十六条及び第十七条に定めるもので、法第二条第二項第一号から第十八号まで、第二十七号及び第二十九号に掲げる特定事業者(金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者に限る。)並びに同項第二十一号から第二十三号までに掲げる特定事業者(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)に対するものは、その本店又は主たる事務所(外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げな

い。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十二条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第二十条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限（法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者に対するものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4 5 7 （略）

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する

い。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十四条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 金融庁長官権限のうち法第二十一条第六項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限及び第二十条第一項の規定により証券取引等監視委員会に委任された権限（法第二条第二項第二十二号に掲げる特定事業者に対するものに限る。）は、金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、証券取引等監視委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4 5 7 （略）

（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限並びに不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する

金融庁長官権限のうち法第十七条及び第十八条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 不動産特定共同事業者等に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに不動産特定共同事業者に対する法第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 5 6 (略)

7 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8 (略)

（貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

金融庁長官権限のうち法第十六条及び第十七条に定めるものは、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 不動産特定共同事業者等に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限（以下この条において「国土交通大臣検査等権限」という。）並びに不動産特定共同事業者に対する法第十六条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 5 6 (略)

7 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により不動産特定共同事業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により不動産特定共同事業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官及び国土交通大臣に報告しなければならない。

8 (略)

（貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十五条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十六条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5 (略)

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)  
は、その本店又は主たる事務所(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第十五条及び第十六条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)で、商

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項本文の規定に基づき、法第十四条の規定により都道府県貸金業者から報告を徴し、若しくはこれに対し資料の提出を命じ、又は法第十五条第一項の規定により都道府県貸金業者の検査を行った場合には、その結果を金融庁長官に報告しなければならない。

5 (略)

(商品先物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十一条 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この条において「商品先物取引業者」という。)に対する法第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)  
は、その本店又は主たる事務所(外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。)の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長に委任する。ただし、農林水産大臣及び経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第十四条及び第十五条第一項に定める農林水産大臣及び経済産業大臣の権限(同項に定める農林水産大臣の権限を除く。)で、商

品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十五条及び第十六条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下こ

品先物取引業者の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における従たる営業所又は事務所。以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行使することができる。

3 (略)

(電子債権記録機関に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十二条 法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者に対する金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるものは、その本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官権限のうち法第十四条及び第十五条第一項に定めるもので法第二条第二項第三十四号に掲げる特定事業者の本店以外の営業所に対するものについて準用する。

(両替業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十三条 法第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者（以下こ

の条において「両替業者」という。）に対する法第十六条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

4 両替業者に対する法第十五条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

5・6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

の条において「両替業者」という。）に対する法第十五条第一項に定める財務大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

4 両替業者に対する法第十四条に定める財務大臣の権限については、前三項の規定により両替業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

5・6 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める法務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・4 (略)

(外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認等に関する行政庁の権限委任等)

第三十七条 法第九条に規定する特定事業者(以下この条において「外国為替取引業者」という。)に係る法第九条及び第十条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者に対する法第十四条、第十五条第一項及び第十六条に定める法務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する法第十四条、第十五条第一項及び第十六条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・4 (略)

(外国為替取引に係る通知義務に関する行政庁の権限委任等)

第三十七条 法第九条第一項に規定する特定事業者(以下この条において「外国為替取引業者」という。)に係る法第九条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者に対する法第十四条及び第十五条第一項に定める権限(金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限)を行使する場合には、それぞれ単独にそ

にその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十六条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4・5 (略)

6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十五条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

7・8 (略)

の権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十五条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4・5 (略)

6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十四条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

7・8 (略)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第五十三条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百一条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第三号</u>、<u>第四号</u>（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二百十條</u>第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第三十一條</u>において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第六号</u>、<u>第七号</u>、<u>第九号</u>、<u>第十一号</u>、<u>第十三号</u>、<u>第十六号</u>、<u>第十七号</u>、<u>第二十三号</u>（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、<u>同条第四項</u>又は<u>第五項</u>の規定による通知、<u>同法第十三條第一項</u>又は<u>第十四條第一項</u>の規定による提供及び<u>同法第十三條第二項</u>の規定による閲覧、<u>謄写</u>又は<u>写し</u>の送付の求めに係る部分に限る。）又は<u>第二十四号</u>に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十六条、第三十四条関係）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若</p>	<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第五十三条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）<u>第一百一条</u>第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第三号</u>、<u>第四号</u>（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二百十條</u>第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第三十條</u>において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、<u>第六号</u>、<u>第七号</u>、<u>第九号</u>、<u>第十一号</u>、<u>第十三号</u>、<u>第十六号</u>、<u>第十七号</u>、<u>第二十三号</u>（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、<u>同条第三項</u>又は<u>第四項</u>の規定による通知、<u>同法第十二條第一項</u>又は<u>第十三條第一項</u>の規定による提供及び<u>同法第十二條第二項</u>の規定による閲覧、<u>謄写</u>又は<u>写し</u>の送付の求めに係る部分に限る。）又は<u>第二十四号</u>に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十六条、第三十四条関係）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若</p>

しくは検査(同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条(投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項(同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分(金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。)又は同法第二百十條第一項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十二 (略)

二十三 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同法第四項若しくは第五項の規定による通知、同法第十三条第一項若しくは第十四条第一項の規定による提供、同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二四〇二十六 (略)

しくは検査(同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。)、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条(投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項(同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分(金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。)又は同法第二百十條第一項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。)に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十二 (略)

二十三 犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同法第三項若しくは第四項の規定による通知、同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による提供、同法第十二条第二項の規定による閲覧、謄写若しくは写しの送付の求め、同法第十四条若しくは第十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は同法第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による立入検査が行われるとき。

二四〇二十六 (略)



預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七十七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。

三（略）

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百七十七条第一項（同法第二百九条第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五条第一項の規定に基づく検査に  
関すること。

三（略）

改 正 後	改 正 前
<p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第十六条第一項</u>の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。</p> <p>五～七 （略）</p>	<p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）<u>第十六条第一項</u>、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）<u>第十五条第一項</u>の規定に基づく独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。</p> <p>五～七 （略）</p>